

要安全確認計画記載建築物の対象となる要件

- ◆耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、滋賀県既存建築物耐震改修促進計画で指定される「防災拠点施設等」

	施設名	所在地	用途
1	大津市庁舎本館	大津市御陵町3-1	市庁舎
2	大津市庁舎別館	大津市御陵町3-1	市庁舎
3	皇子山陸上競技場	大津市御陵町4-1	競技場